

不祥事防止委員会について

呉市立吉浦中学校

1 委員会設置の目的

教職員の規範意識を確立し、学校組織としての不祥事防止体制の確立と相談体制の充実により、本校の教職員の不祥事を防止し、地域・保護者から信頼される学校づくりを推進するために不祥事防止委員会を設置する。

2 委員会の活動内容

- ① 「体罰，セクシュアル・ハラスメント相談窓口」の設置
- ② 定期的に不祥事防止に係る取組についての協議
- ③ 教職員の規範意識を確立していくための研修プログラムの企画・実施
- ④ 教職員相互による不祥事防止チェック
- ⑤ 不祥事防止運動などの実施
- ⑥ 不祥事防止の施策についての周知
- ⑦ 教職員の不祥事に関する実態把握
- ⑧ P T A役員等からの情報収集
- ⑨ 年度末，活動内容の総括及び次年度の服務規律に関する研修内容の確認

3 具体的方策

- ① 不祥事防止委員会の定期的な開催（月 1 回）及び状況に対応した臨時会の設定
- ② 「体罰，セクシュアル・ハラスメント相談窓口」についてホームページ，生徒指導だより等による紹介
- ③ 服務規律の確保に係る校内研修の計画・実践
- ④ 不祥事を自分の問題として捉えることができる研修内容の充実
- ⑤ P T A執行委員会，全体委員会等による情報交換
- ⑥ 生徒・保護者を対象とするアンケート調査の実施

4 委員会の構成員

校長，教頭，教務主任，研究主任，保健主事，学年主任，体罰 セクシュアル・ハラスメント相談窓口相談員，養護教諭，校長が必要と認める者